

和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和8年1月22日
和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター	〃
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 令和6年度廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託について、仕様書に定める「ごみマップ」の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局農林水産振興部

昨年度に引き続き、早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記載がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 河川占用料に係る調定について、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a 調定額の誤り

b 過誤納金の支出に伴う還付加算金の未払

(イ) 漁港施設の管理業務及び使用料の徴収事務の委託において、使用許可を受けていない者が使用している事例があったため、受託者に対し適正な管理に努めるよう指導されたい。

エ 東牟婁振興局新宮建設部

- (ア) 県営住宅の家賃等収納業務について、令和6年度からの繰越調定をはじめとする全ての令和7年度収入調定を財務会計システムにおいて実施していなかったのが適正に処理されたい。
- (イ) 保存期間中の令和6年度経営規模等評価申請書等を誤って廃棄していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。